

第48回流山花火大会 「グルメ横丁」 出店概要・要領

1. 出店概要

(1) 目的 流山商工会議所活動の一環である地域経済の活性化ならびに当所会員への側面支援を図ることを目的とする。

(2) 営業日時 令和6年10月5日(土) 14:30~19:00

※花火大会開催時間 17:50~18:40

(3) 出店場所

キッチンカー等 : 加6丁目地先江戸川堤(通称:さくら広場)

※花火大会全体図 参照

キッチンカー等 **20~25台** (※第47回は15台中11台であった。)

※原則1事業者 1ブース(空きがある場合は、複数ブース可)

※第48回の出店台数については委託先と協議して決定する。

(4) 出店料 **キッチンカー等**: 1台 **10,000円**

※協賛枠 : 協賛金50万円につき希望場所の1ブース無料提供

※今年度はテント・駐車場の用意はしていない。

(5) 出店資格

- ① 流山商工会議所会員 **(令和5年10月以前からご入会の方)**
- ② 主催者(運営者)の指示に従うことが出来る方。
- ③ 関係法令を遵守し、指定されている営業許可を得ていること。

- ④ 空きが出た際は、特に実行委員会が認めた方。

2. 出店要項

(1) 出店商品・販売に関して

- ① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。

(商標登録や知的財産違反に注意)

- ② 主催者の判断により、出店販売商品の変更または販売中止を指示することがあります。

- ③ 申込時より商品の変更がある場合は、必ず連絡をすること。

- ④ 出店申込書は、必ず全て8月30日(金)(必着)迄に**株ウィズ**に提出すること。

- ⑤ 説明会を9月4日(水)に開催し、出店者と出店場所を決定します。

※説明会開催につきましても出店人数に達しない場合は行わない。

保健所関連書類の写しを持参すること(必須)。

※参加されない場合は、申し込みを棄権したものとみなします。

- ⑥ 後日、「出店許可書」と「通行許可証」を送付します。

(2) 保健所等への申請に関して

- ① グルメ横丁へ出店の場合、「簡易な飲食業の許可」の写しまたは、「模擬

店等の開催届」の写しの提出を義務付けています。様式は松戸保健所に用意されていますので、各自が保健所で申請のうえ、9月4日（水）の説明会に持参ください。※「千葉県内一円での許可」に注意。

- ② 保健所の許可が出ない場合は、出店できませんので御了承ください。また、それにより生じた出店に関する損害についても補償出来ませんので御了承ください。
- ③ 申請が必要かどうか分からない場合は保健所へ出店者が責任をもって確認すること。主催者側に虚偽の報告をした場合、以後の出店は認めません。

(3) 搬入出・会場に関して

- ① 会場への物品搬入・搬出に関しては、以下の通りです。

搬入時間 **12：00～14：30**、搬出時間 **19：10～19：30**

- ② 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負わない。また、その損害は出店者が全額賠償すること。

特に土手の中段に乗り入れるキッチンカー等は、土手の修復には**多額の費用が発生するので小型の車両を推奨します。**

裏面へつづく

- ④ 水道は設置していないため、水は各自ポリタンク等で用意すること。
- ⑤ 搬入出車両に関しては、道路幅員や交通量の関係上 2t トラック以下とす

る。 **※小型を推奨**

(4) 出店者の責任・保証

- ① 出店**および搬出入**に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- ② 事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ③ 主催者、保健所、警察署、消防署等から指導があった場合は、それに従うこと。
- ④ 調理・飲食で発生した汚水・ゴミは、出店者が持ち帰ること。

※違反の場合、次回から出店を禁止

(5) その他、注意事項

※第48回についてはウィズと協議にて決める

- ① 当日、消防・警察による巡回店舗検査が行われた際、協力をすること。
- ② 燃えやすいものは、指導が入るので留意すること。
- ③ **荒天時は中止となります。延期なし。**

中止の場合、出店料のみ全額返金します。

- ④ 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店と

し、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償しません。

- ⑤ 流山市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。
- ⑥ 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに主催者並びに警察署に報告すること。
- ⑦ 重大な問題が発生した場合、各人のみならず全体に迷惑をかけ、しいてはグルメ横丁・花火大会の中止等の結果をもたらす為、自分だけが良ければという考えの方は出店を控えること。
- ⑧ 缶ビール等をそのまま販売すると違反となります。
必ずその場でプルタブ（キャップ）をあげ提供。
- ⑨ 後日アンケートを行います。経済効果を計るため、ご協力をお願いします。
- ⑩ タトゥー等を入れた方が出店に従事される場合は、肌の露出は極力避けてください。

3. 業務の委託

流山商工会議所が主催する「グルメ横丁」事業は、

(株)ウィズに業務委託しています。

【お問い合わせ先】

(株) ウィズ 〒 270-0145 流山市名都借 1119-21

TEL 04-7147-8288

FAX 04-7147-8299

携帯 090-8879-2407

Email : genki2525@oasis.ocn.ne.jp